

嘉手納町児童生徒家庭休暇（ラーケーション）について

嘉手納町教育委員会

1. 目的

子どもたちの平日の休暇取得を設けることで、家族で過ごす時間の確保と、様々な経験をとおして心身の成長につなげていくことを目的として実施する。

2. 概要

保護者の責任のもとで、保護者等と児童生徒が平日に休暇を取得し、家族と過ごす時間を確保するための休暇制度です。

3. 開始時期：令和8月8月24日(月) | 学期後半から

※ ただし、令和8月4月～令和8月7月までの間に、嘉手納町児童生徒家庭休暇の目的に沿った休みを取得した場合には、事後の申請書提出も可能です。

4. 対象の学校：嘉手納町立の小学校及び中学校

5. 取得できる日数：年間3日まで（1日単位・分散取得可能）

6. 取得日の取り扱い：出席停止（欠席の扱いにはなりません）

7. 取得できない日

- ①入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
- ②運動会、各種発表会
- ③修学旅行、野外教育活動
- ④その他、定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、各種事業のリハーサル等がある場合はその日も含む。

※取得にあたっては、校長が休暇を認める必要があります。

8. 届出手続：1週間前までに「嘉手納町児童生徒家庭休暇申請書」を記入していただき、学校（担任等）に提出してください。

9. 休暇を取得した日の授業への対応：保護者の判断により家庭で補う。

10. その他

本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保する。学校の管理外となることから、日本スポーツ災害給付の対象にはなりません。

※ラーケーションとは、学び(ラーニング:Learning)休暇(バケーション:Vacation)を組み合わせた造語です。

嘉手納町児童生徒家庭休暇制度 Q&A

Q1：導入の目的は？

A1：家族で過ごす時間の確保と、様々な経験をとおして心身の成長につなげていくことを目的として実施するものです。

Q2：申請はどのようにするのですか？

A2：休暇取得希望日の1週間前に申請書を学校に提出してください。

Q3：取得できる日は何日ですか？また、連続で取得することはできますか？

A3：取得できる日数は3日までで、1日単位の取得になります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q4：いつでも取得できますか？

A4：学校行事などがある場合や、その他学校長が認めることができないとした日は取得できません。取得を検討する際は学校にご相談ください。

<取得できない日>

- ① 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
- ② 運動会、各種発表会
- ③ 修学旅行、野外教育活動
- ④ その他、定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、
※各種事業のリハーサル等がある場合は、その日も含む。

Q5：どのくらい前に申請すればよいですか？

A5：取得の可否を判断する必要があることから、1週間前までの提出（届出）をお願いします。

Q6：子どもたちで活動しても大丈夫ですか？

A6：この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7：取得することで受けることができなかった授業については、どのように対応すればよいですか？

A7：補習などは行いませんので、保護者の判断により、家庭で自習等を行い補ってください。

Q8：取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか？

A8：本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保してください。学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象にはなりません。